七〇・一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）					
七〇・一八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨					
七〇・一八・二〇	ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）					
七〇・一八・九〇	その他のもの					
七〇・一九	貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの					
七〇二〇・〇〇	その他のもの					
七〇・一九	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）	六・六%	B 10	A	A	A
七〇二〇・〇〇	その他のガラス製品	八%	B 7	A	A	A
第七一類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣			A	A	A
第七二類	鉄鋼			A	A	A
第七三類	鉄鋼製品			A	A	A
第七四類	銅及びその製品			A	A	A
第七五類	ニッケル及びその製品			A	A	A
第七六類	アルミニウム及びその製品			A	A	A
第七八類	鉛及びその製品			A	A	A
第七九類	亜鉛及びその製品			A	A	A
第八〇類	すず及びその製品			A	A	A
第八一類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品			A	A	A
第八二類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品			A	A	A
第八三類	各種の卑金属製品			A	A	A
第八四類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品			A	A	A
第八五類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品			A	A	A
第八六類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）			A	A	A
第八七類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品			A	A	A
第八八類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品			A	A	A
第八九類	船舶及び浮き構造物			A	A	A
第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品			A	A	A
第九一類	時計及びその部分品					
九一・〇一	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）					
九一・〇二	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）					
九一・〇三	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）					
九一〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）					
九一・〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）					
九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）					
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）					
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）					
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）					
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント					
九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品					
九一・一二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品					
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品					
九一一三・一〇	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの					
九一一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）					
九一一三・九〇	その他のもの					
九一・一四	革製又はコンポジションレザー製のもの					
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六%	B 10	A	A	A
	その他のもの					
	その他のもの					
	二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を考慮しない。）から成るもの	一〇%	B 10	A	A	A
	その他のもの					
	その他の時計の部分品	二%	B 10	A	A	A
第九二類	楽器並びにその部分品及び附属品			A	A	A
第九三類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品			A	A	A
第九四類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物					
九四・〇一	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品					
九四〇一・一〇	航空機に使用する種類の腰掛け					
九四〇一・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け					
九四〇一・三〇	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）					
九四〇一・四〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）					
	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け					
九四〇一・五一	竹製又はとう製のもの					
九四〇一・五九	その他のもの					
九四〇一・六一	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）					
九四〇一・六九	アップホルスターのもの					
	その他のもの					